

手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
 - ・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
 - ・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
 - ・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請

- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定〔市〕

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告

- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定〔市〕

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。指定の口座に補助金を入金します。

ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限りします。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 補助対象となる工事等は市内事業者に発注してください。（原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。）
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。

「地震火災対策計画」に関するその他の補助制度

初期消火器具整備費補助金

概要

地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置補助と取扱指導を行います

対象

市域全域

補助率・補助上限額

補助率 3分の2

上限 20万円

※重点対策地域（不燃化推進地域）に該当する町丁目

補助率 10分の9

上限 27万円

問合せ

■各消防署



横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課

〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10
市庁舎29階

TEL 045-671-3595

FAX 045-663-5225

<受付時間>

平日 8:45~12:00

13:00~17:15

横浜市 まちの不燃化 検索

令和7年4月

横浜市の地震火災対策

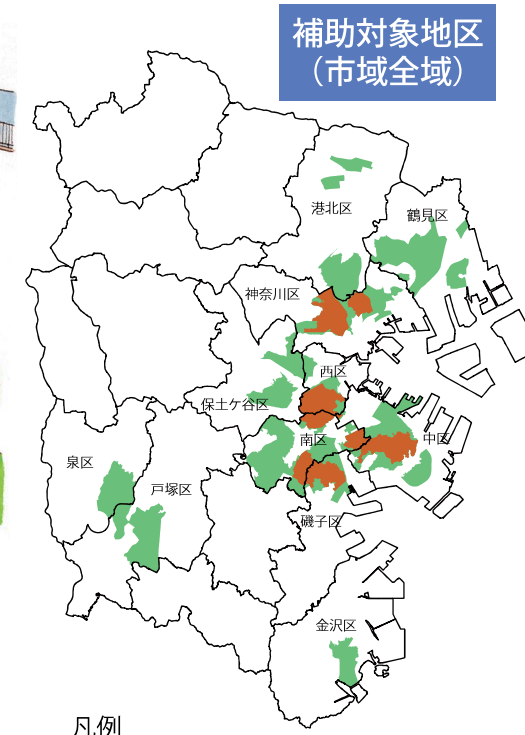
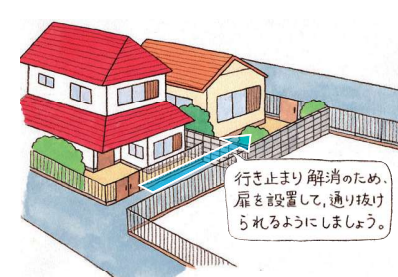
燃えにくく、住みやすいまちへ

身近なまちの 防災施設整備事業補助

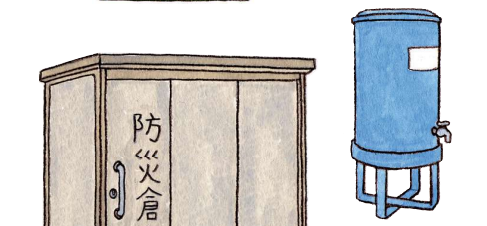
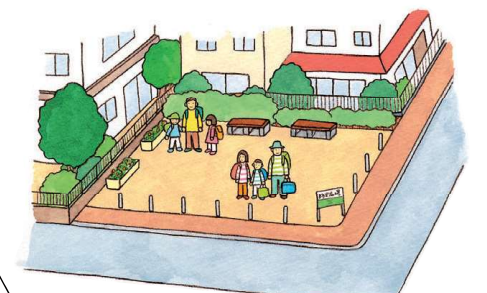
補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。

地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行います。



凡例
 ■ 重点対策地域（不燃化推進地域）
 ■ 対策地域
 □ その他の地域



補助対象地区（市域全域）について

「重点対策地域（不燃化推進地域）」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。

どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

■ 重点対策地域（不燃化推進地域）：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。

■ 対策地域：「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」（令和5年3月）において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

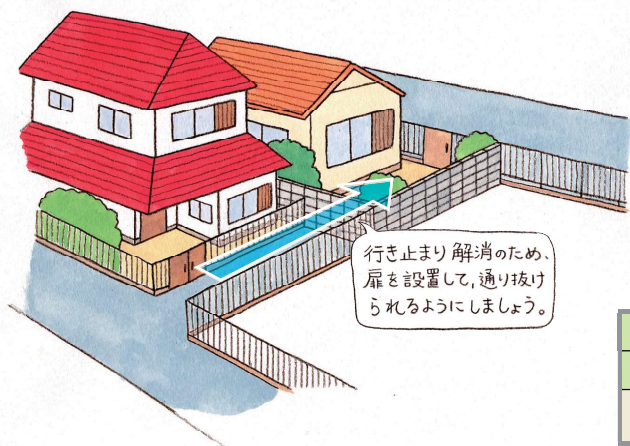
「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト



地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等

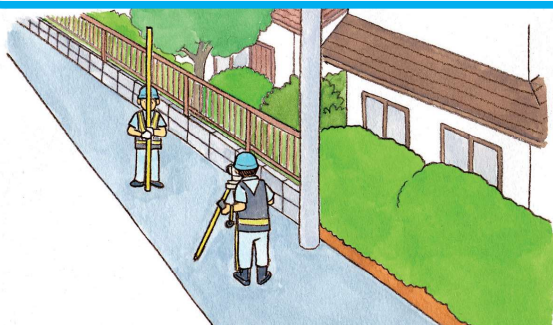
対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置

対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること

③私道であること^{注1)}

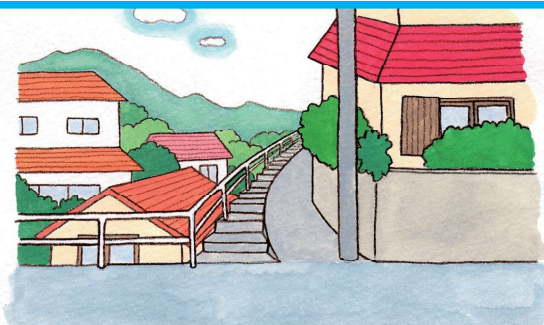
重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2)横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等

対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

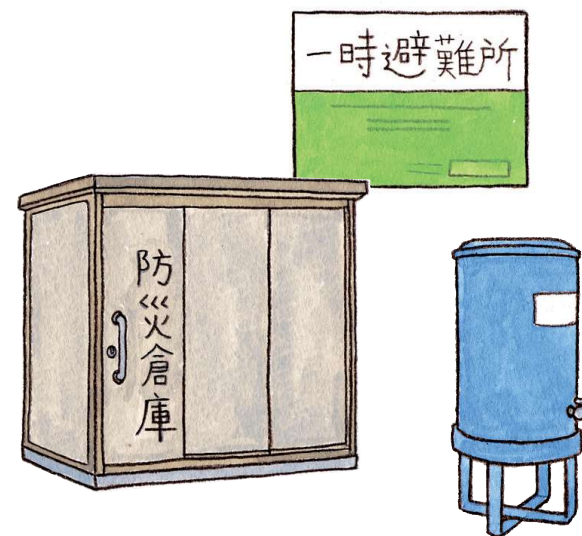
主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置

対象者：自治会町内会等の団体

主な要件：①10年以上維持管理されること

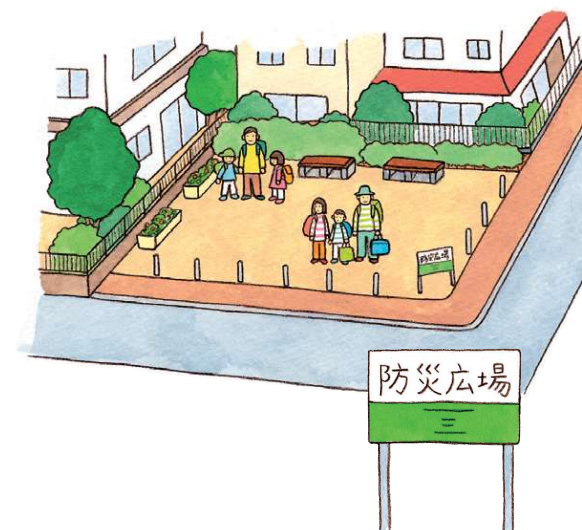
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること

④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備

対象者：自治会町内会等の団体

主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること

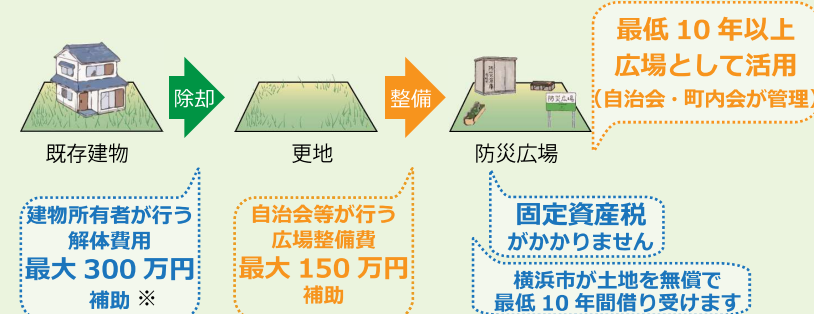
②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること

③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です